

参議院議員細川嘉六君を逮捕し、公職追放の措置にいでた問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十一月二十四日

松原一彦

森崎隆

岡田宗司

梅津錦一

羽生三七

山花秀雄

成瀬幡治

荒木正三郎

中田吉雄

大野幸一

カニエ邦彦

加藤シヅエ

重盛壽治

門田定藏

堂森芳夫

小林孝平

三輪貞治

和田博雄

江田三郎

三橋八次郎

松浦清一

栗山良夫

若木勝藏

村尾重雄

小林亦治

岩崎正三郎

金子洋文

佐多忠隆

伊藤修

堀木鎌三

三浦辰雄

矢嶋三義

羽仁五郎

佐々木良作

西園寺公一

千葉信

木村禧八郎

水橋藤作

鈴木清一

堀眞琴

木内キャウ

紅露みつ

岩男仁藏

高良とみ

高橋道男

須藤五郎

兼岩傳一

岩間正男

参議院議長 佐藤 尚武殿

### 参議院議員細川嘉六君を逮捕し、公職追放の措置にいでた問題に関する質問主意書

一、去る九月四日参議院に議席を有していた細川嘉六君が占領政策に違反するとの理由で突如逮捕され、勾留処分を受けるに至つたが、この逮捕が全く架空の容疑によるものであることは、その後の事件の發展によつて明かにされている。

即ち檢察庁は二十三日間にわたる必死の捜査にもかかわらず何等容疑事実の証拠をあげられないため遂に同君を釈放せざるを得ない結果に至つたのである。

この点について法務総裁は、去る十七日の本会議において細川君は「昭和二十五年政令第三二五号違反の相当な容疑ありと認め、裁判官の令状を得て同月四日逮捕したのであります。同君に対する同事件は現在なお捜査中に属してあるわけでございます云々」と答弁したが、若しその答弁の如くに、政令第三二五号違反の相当の容疑があつて、なお捜査中であるとのことならば、その違反の点につき容疑事実を具体的に示されたい。

二、又更に政府は同君を公職から追放し国会議員の資格を剝奪するの措置に出でたが、この点につき法務総裁は同じ日の本会議において「一九五〇年六月六日付の連合国最高司令官の書簡は、覚書第五四八号の條項即ち団体等規正令に違反した個人に對しまして、覚書第五五〇号即ち昭和二十二年勅令第一号の公職追放の制限が加えられるという法的根拠を明示し、且つその法律上の先例を設定いたしましたもの

で、これは最高司令官の有権的解釈である」と述べ同君に対する公職追放はこの指令の適用によるもので、即ち同君は団体等規正令第二條に該当する行為をなしたため、昭和二十二年勅令第一号により公職追放を受けるに十分の理由があると認められたのであるとの答弁を行つた。

然し乍ら占領軍の統治方式は、国内の統治機構による間接統治であり、従つて連合軍最高司令官の書簡乃至指令についても国内の法令を通してのみ始めて法律上の効力が生ずるものであるにも拘らず政府は一九五〇年六月六日付書簡が公職追放に関する法的根拠を明示したものであるとの見解に立つて国内法上の關係をも顧みることなく、団体等規正令第二條該当の行為をもつて直ちに昭和二十二年勅令第一号による公職追放の理由ありと認めて、細川君を追放したことは、明かに法治国家の建前を無視した官僚的独断と言わざるを得ない。

昭和二十二年勅令第一号による公職追放は、同令に規定するA項よりG項までの事由に該当することによつてのみ行われるものであつてその他に団体等規正令違反の行為に対してまで同勅令第一号の適用があるとは法律上解釈に苦しむところである。

一体政府は連合軍最高司令官の書簡乃至指令が国内法秩序に対して如何なる効力を及ぼすと考えているのか。答弁を求める。

又政府のいう如く細川君が団体等規正令第二條該当の行為をしたために追放されたとするならば、同君の如何なる行為が同條の如何なるところに該当すると認めるのか、具体的に示されたい。

そもそも国会議員は、主権者たる国民の嚴肅な公選によつて確固不動の身分を獲得したものである。もし国会議員の身分を国内法上の根拠のない取扱によつて奪うならばそれは憲法を蹂躪し、法治国の名に泥をぬる行為といわなければならない。以上に述べた細川君の逮捕及び公職追放措置についての疑問は、單にその一例を挙げたにすぎないのであつて、如何なる行為が如何なる法令に牴觸したのか選挙民に對してその理由も明示されることなく、一方的に追放せられるが如きは、国会議員の身分に對する侮辱以外の何ものでもない。一体政府は、国会議員の身分について基本的に如何に考へているのか、明かに答弁されたい。